

規制の事前評価書要旨

| | |
|-------------------|--|
| 法律又は政令の名称 | 健康増進法の一部を改正する法律案 |
| 規制の名称 | 多数の者が利用する施設等における受動喫煙の防止措置 |
| 規制の区分 | 新設 |
| 担当部局 | 健康局健康課 |
| 評価実施時期 | 平成30年2月 |
| 規制の目的、内容及び必要性 | 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、受動喫煙対策を徹底するため望まない受動喫煙の防止措置を講じることが求められているところ、本規制においては、多数の者が利用する施設等の管理権原者等に対して、施設類型に応じて、 <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙が禁止された場所において、喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置しないこと ・屋内において喫煙をすることができることとした場合、技術的基準に適合した喫煙専用室等を設置すること ・喫煙専用室等を設置することとした場合、喫煙が可能である旨の標識を掲示すること ・二十歳未満の者を喫煙専用室等に立ち入らせてはならないこと ・喫煙専用室等を設置することとした場合、広告又は宣伝をするときは、喫煙専用室等設置施設等であることを明らかにすること 等を義務付けることとする。 |
| 直接的な費用の把握 | 屋内において喫煙をすることができることとした場合、事業者には、技術的基準に適合した喫煙専用室等の設置、施設等における適切な標識の掲示、広告・宣伝等にかかる所要の対応を行うための費用が発生する。 行政側には、国においては喫煙専用室等の基準策定等のための検討費用、都道府県等においては喫煙専用室等の基準適合性の確認や義務違反に係る改善命令等を行う際の行政費用が発生する。 |
| 直接的な効果(便益)の把握 | 施設等において、敷地内禁煙(屋外の指定された場所に喫煙場所設置可)又は原則屋内禁煙(喫煙専用室等内でのみ喫煙可)となり、標識の掲示により喫煙専用室等設置の有無が明らかになることを通じて、国民を望まない受動喫煙から守ることが図られる。 |
| 副次的な影響及び波及的な影響の把握 | 本規制により、喫煙専用室等の設置や標識の掲示、広告・宣伝等にかかるコストが発生するが、多数の者が利用する施設等の全てが施設類型毎に一律の規制を受けるものであるため、競争状況に対して大きな影響を及ぼすことはない。 また、屋内において喫煙をすることができることとした場合に喫煙専用室等の設置を義務付けることで、施設等の改修等が必要になる可能性はあるが、必要な支援措置を設けることとしており、大きな副次的影響・波及的影響はないものとする。 |
| 費用と効果(便益)の把握 | 本規制は、屋内において喫煙をすることができることとした場合、事業者に一定の負担が生じるものであるものの、これは、国民の生命及び健康に対する危険を防止、除去又は緩和するために必要な規制であり、その内容及び制限の程度は施設等の管理権原者にとって履行可能な必要最小限度に留まるものであるため妥当である。 |
| 代替案との比較 | 代替案として、施設等における喫煙の可否を当該施設等の管理権原者に委ね、喫煙の可否について表示することによって受動喫煙を防止する方法が考えられる。 この場合、多くの施設等が喫煙可能となるおそれがあり、受動喫煙を望まない者であっても生活を営む上で喫煙可能表示のある施設等に立ち入らざるをえないこと、施設等で従事する者に対する受動喫煙の防止が図られないこと等から、採用案の方が妥当である。 |
| その他の関連事項 | |
| 事後評価の実施時期等 | 健康増進法の一部を改正する法律案附則第8条において、法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとしている。 |